

意匠制度

州名	国名	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基性準	存続期間		審査	登録表示	備考	
								起算日	期間(年)				
アジア	(東南アジア)												
	アフガニスタン	x	x	x	x	x	(意匠法が未制定である現在、保護規定はないが、模倣に対してはCommon Lawにより裁判所へ訴えることができる。しかし、直に訴えるよりも、むしろ領事に陳述して仲裁の労を計ってもらう方が得策である。)					工業所有権条例は目下準備中	
	インド	○		x	x		内外国公知 内外国刊行物	登	10延5			2002.5.25改正	
	インドネシア				x		内外国公知 内外国刊行物	出	10			2000.12.4新意匠法 公布	
	ベトナム		x	x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	○			
	カンボジア	○	x	x	x	x	-	-	-	-	-		
	スリランカ			x	x		国内公知	出	5延5ずつ 2回			x	
	タイ	x		x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	10			x	
	中国			x			内外国公知 内外国刊行物	出	10	x			
	香港(中国)()			x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 4回	x		1997.6.27新法	
	台湾	x		x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	12			2002.1.1改正	
	韓国			x	x		内外国公知 内外国刊行物	登	15	(一部x)		x	
	日本			x	x		内外国公知 内外国刊行物	登	15			x	
	ネパール		x	x	x		国内公知	登	5延5ずつ 2回			x	
	パキスタン	x		x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5延10ずつ 2回				2000.9.7改正
	バングラデシュ			x	x		国内公知	出	5延5ずつ 2回				
	ミャンマー	x		x	x	x	インドにおいて取得した意匠権は、臨時措置法に基づき所有宣言の登録手続により、その効力が認められる。						
	フィリピン			x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回		x		
	マレーシア			x	x		国内公知	出	5延5ずつ 2回		x		1999.9.1新法
	ブルネイ	x		x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回		x		2000.5.1新法
シンガポール			x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回		x		2000.11.13新法	
モンゴル					x	内外国公知 内外国刊行物	出	5延5		-	-		
ラオス		x	x	x	x	-	-	-	-	-			
(中近東)													
イエメン	x	x	x	x								2002.4.3新法	
イスラエル			x	x		内外国公知	登(出)	5延5ずつ 2回			x		

州名	国名	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基準	存続期間		審査	登録表示	備考
								起算日	期間(年)			
アジア	イラク		x	x	x			登	7		x	
	イラン		x	x	x	x	-	-	-	-	-	
	クウェート	x		x	x		国内公知 出願前20年間	出	10延5	x	x	
	キプロス			x	x	x	-	-	-	-	-	英国意匠権者のみがキプロスにおいても権利を享有できる。(CD)
	サウジアラビア		x	x	x	x	-	-	-	-	-	
	ヨルダン			x	x		国内公知	出	5延5ずつ 2回	x		
	シリア		x	x	x			出	5延5ずつ 2回		x	秘密意匠(出願から5年)
	トルコ			x			内外国公知	出	5延5ずつ 4回			
	レバノン		x	x	x			出	5~25 延50まで	x	x	
アラブ首長国連邦			x	x		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ 2回	x			
オセアニア	オーストラリア			x	x		国内公知 国内刊行物	登	1~6 延 5ずつ2回			ノーフォーク島にも保護の効力が及ぶ。公告制度なし。
	サモア	x	x	x	x		内外国公知	出	5延5ずつ 2回		x	
	ニュージーランド			x	x		国内公知 国内刊行物	出	5延5ずつ 2回		x	クック諸島及びトケラウ諸島にも保護の効力が及ぶ。
アフリカ	エジプト				x		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	x	x	
	アルジェリア		x	x	x			出	10	x	x	
	ウガンダ			x	x	英	-	-	-	-	-	英国登録の確認により、ウガンダにおいても同様の権利を享有できる。ARIPO加盟
	エチオピア	x	x	x	x	x	-	-	-	-	-	
	ガーナ			x	x	英	-	出	5延5ずつ 2回	-		英国において登録された意匠が自動的にガーナ共和国において保護されるが、一応ガーナ政府へ登録の手続きをとらねばならない。ARIPO加盟
	ガボン				x		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	x		OAPI加盟
	ブルキナファソ			x	x		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	x		OAPI加盟
	カメルーン			x	x		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	x		OAPI加盟
	ギニア			x								OAPI加盟
	ケニア			x	x	英	-	-	-	-	-	英国において登録された意匠が自動的にケニア共和国において保護される。ARIPO加盟
コンゴ共和国			x	x		内外国公知	出	5延5ずつ 2回	x		OAPI加盟	

州名	国名	存続期間					新判断規の基性準	起算日	期間(年)	審査	登録表示	備考
		パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法						
ア	コンゴ民主共和国			×	×			出	5延5	×	×	
	ザンビア			×	×		国内公知	登	5延5ずつ2回			ARIPO加盟
	シエラレオネ			×	×	英	-	-	-	-		英国において登録された意匠が自動的にシエラレオネにおいて保護されるが、一応シエラレオネの登録局へ登録の手続をとらねばならない。ARIPO加盟
	スーダン		×	×	×	×						ARIPO加盟
	セネガル				×		内外国公知	出	5延5ずつ2回	×		OAPI加盟
	コートジボワール				×		内外国公知	出	5延5ずつ2回	×		OAPI加盟
	ソマリア	×	×	×	×							ARIPO加盟
	ベナン				×		内外国公知	出	5延5ずつ2回	×		OAPI加盟
	タンザニア			×	×	英	-	-	-	-		ARIPO加盟
	中央アフリカ			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ2回	×		OAPI加盟
フ	テュニジア				×			出	5.10.15延15まで	×	×	
	チャド			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ2回			OAPI加盟
	トゴ			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ2回	×		OAPI加盟
	ナイジェリア			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ2回		×	
	ニジェール			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ2回	×		OAPI加盟
	ブルンジ			×	×				1,3,5又は無制限更新可			
	マダガスカル			×	×							OAPI脱退によりその後の法制については不明。
	マラウイ			×				出	5延5ずつ2回		×	ARIPO加盟
	マリ			×	×	仏	-	-	-	-		元仏領スーダン。OAPI加盟
	南アフリカ			×	×		国内公知	出	15 機能的意匠10	×		
カ	モーリタニア			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ2回	×		OAPI加盟
	モロッコ (旧フランス・スペイン領地域) (旧タンジール地域)				×		-	出	50 15	×	×	モロッコ王国全土に権利を取得するためには、それぞれの地域に出席しなければならない。
	リビア	×	×	×				出	5延5ずつ2回	×		

続葉有

州名	国名	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基準	存続期間		審査	登録表示	備考
								起算日	期間(年)			
アメリカ	リベリア		x	x	x	x	-	-	-	-		商標として保護している。
	ルワンダ			x	x			出	1.3.10			
ヨ	アイスランド							出	5延5ずつ4回			
	アイルランド			x			国内公知	出	5延5ずつ4回			CD
	アルバニア			x	x			出	5延5ずつ4回		x	
	イタリア						内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ4回	x	x	2001.4.19改正 CD
	バチカン		x		x	伊	内外国公知	出	15	x	x	
	オーストリア			x			内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	x	x	CD
	オランダ						ベネルックス領 域内公知	寄託の日	5延5ずつ2回	x	x	ベネルックス統一意匠法 CD
	ギリシャ							出	5延5ずつ4回			CD
	英国			x			内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ4回 (備2)			マン島にも効力が及ぶ。 2001.12.9改正 CD
	サンマリノ		x	x	x	x	-	-	-	-		イタリアにおいて取得した権利が サンマリノにおいても適用され る。
口	スイス						内外国公知	出	5延5ずつ4回	x	x	2001.4.19改正
	スウェーデン			x			内外国公知	出	5延5ずつ4回		x	CD
	スペイン						内外国公知 内外国刊行物	登	5延5ずつ4回	x	x	2003.7.9改正 CD
	エストニア						内外国公知	出	5延5ずつ2回	x		(CD)
	ラトビア			x	x							(CD)
	リトアニア			x	x		国内公知		5延5ずつ4回			(CD)
	アルメニア			x	x							
パ	アゼルバイジャン		x	x								
	ベラルーシ		x	x								
	グルジア				x							
	カザフスタン		x	x								
	キルギス					暫						
	モルドバ					暫						
	ロシア		x	x			内外国公知	出	10延5		x	
	タジキスタン		x	x								
	トルクメニスタン		x	x	x							
	ウクライナ		x		x			出	10延5			

州名	国名	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基準	存続期間		審査	登録表示	備考
								起算日	期間(年)			
ヨーロッパ	ウズベキスタン		×	×	×	暫						
	チエコ			×			内外国公知	出	5延5ずつ4回		×	2000.10.1改正 (CD)
	スロバキア			×				出	5延5ずつ4回			2002.10.1改正 (CD)
	デンマーク			×			内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ4回		×	フェロー諸島及びグリーンランドにも保護の効力が及ぶ。 2001.10.1改正 CD
	ドイツ						内外国公知	出願の翌日	5延5ずつ3回	×	×	CD
	ノルウェー			×			国内公知	出	5延5ずつ4回	×	×	2003.5.1改正 審査を望む場合は出願時に請求。 スベアパーツは5年のみ。
	ハンガリー						内外国公知	出	5延5ずつ4回		×	2002.1.1改正 (CD)
	フィンランド			×			内外国公知	出	5延5ずつ4回		×	2002.8.1改正 スベアパーツ更新2回 CD
	フランス						内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ4回	×	×	2001.10.1改正 CD
	ブルガリア						国内公知	出	10延5ずつ3回			1999.12.15改正
	ベルギー					×	ベネルックス領域内公知	寄託の日	5延5ずつ2回	×	×	ベネルックス統一意匠法 CD
	ポーランド			×	×		内外国公知	出	5延5		×	(CD)
	ポルトガル			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ4回	×	×	2003.7.1改正 CD 訴訟のためには審査請求が必要
	マルタ			×	×			登	5延5ずつ2回	×		(CD)
	モナコ		×		×			出	10延10ずつ4回	×		
	クロアチア											
スロベニア						内外国公知	出	25				2001.12.7改正 (CD)
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国						内外国公知 内外国刊行物	出	10				
リヒテンシュタイン					×	内外国公知	出	5延5ずつ2回	×	×		
ルクセンブルク					×	ベネルックス領域内公知	寄託の日	5延5ずつ2回	×	×		ベネルックス統一意匠法 CD
ルーマニア						内外国公知	寄託の日	5延5ずつ2回	×			
アメリカ	(北米及び中米)			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	14			
	エルサルバドル			×	×		国内公知	出	5延5	×	×	
	カナダ			×	×			登	5延5		×	
	キューバ			×			内外国公知	出	5延5			
	グアテマラ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10延5		×	
コスタリカ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	登	5		×		

州名	国名	パリ条約	WTO協定	ヘーグ協定	ロカルノ協定	意匠法	新判断規の基性準	存続期間		審査	登録表示	備考	
								起算日	期間(年)				
アメリカ	ジャマイカ			×	×		国内公知	登	15				
	ドミニカ共和国			×	×	×	-	-	-	-	-		
	トリニダード・トバゴ			×		×	英国で登録された意匠権は、その登録後3年以内にトリニダード・トバゴの登録局へ登録申請を行うことにより、保護が受けられる。						
	ニカラグア			×	×		内外国公知	出	5延5ずつ2回		×	2000.11.25改正	
	ハイチ			×	×	×	-	-	-	-		商標として一部保護している。	
	パナマ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	-	-	-			
	ホンジュラス			×	×		国内公知	出	5延5ずつ2回		×		
	メキシコ			×			内外国公知	出	15				
	(南米)												
	アルゼンチン			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	5延5ずつ2回	×	×		
	ベネズエラ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	アンデス条約(2000.12.1改正)	
	ウルグアイ			×				登	5延5				
	エクアドル			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10			アンデス条約(2000.12.1改正)	
	コロンビア			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10		×	アンデス条約(2000.12.1改正)	
	チリ			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10				
	パラグアイ			×	×	×	-	-	-	-	-		
ブラジル			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10延5ずつ3回	×	×			
ペルー			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10			アンデス条約(2000.12.1改正)		
ボリビア			×	×		内外国公知 内外国刊行物	出	10	-		アンデス条約(2000.12.1改正)		
スリナム					×								

出典：WIPO発行「Industrial Property Laws and Treaties」、AIPPI日本部会発行「外国工業所有権法令集」等

注：

- (1) パリ条約 は加盟国を、×は未加盟国を示す。
- (2) WTO協定 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (3) 「意匠の国際寄託に関するヘーグ協定」 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (4) 「意匠の国際分類を確立するためのロカルノ協定」 は加盟国であることを、×は未加盟国であることを示す。
- (5) 意匠法の項中、 は意匠法の「有る」ことを、×は「無い」ことを、暫は暫定法があることを、また は他の国の意匠法を適用していることを示す。
- (6) 存続期間の項中、(登)とは登録日を、(出)とは出願日を、それぞれ存続期間の起算日とするものをいう。また、「期間」の項において「延」とあるものは期間延長を示す。
- (7) 審査の項中、 は「審査主義」を、×は「無審査主義」をとっていることを示す。
- (8) 登録表示の項中、 は「要」を、×は「不要」を示す。
- (9) 備考の項中、CDは共同体意匠(EU)の加盟国であることを、また(CD)は2004年5月1日にEUに、したがってCDに加盟の予定であることを示す。

問い合わせ先：国際課